

中小企業の会計に関する指針（確定版）と公開草案の対照表

平成 17 年 8 月 1 日

確定版	公開草案
<p>3．本指針の目的</p> <p>本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。</p> <p>また、平成18年度内の施行を目途として立法作業が行われている会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」の導入が予定されている。本指針は、とりわけ会計参与が<u>取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである</u>。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。</p> <p>もっとも、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することも、当然に認められる。</p> <p>5．有限会社、合名会社又は合資会社</p> <p>有限会社、合名会社又は合資会社についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に拠ることが推奨される。</p> <p>本指針では、本指針の適用対象となる会社を中小企業という。</p> <p>本指針の作成に当たっての方針 要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。 ➤ <u>会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。</u> <p>10．金銭債権の定義</p> <p>金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、預金、受取手形、売掛金、<u>貸付金</u>等を含む。</p>	<p>3．本指針の目的</p> <p>本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。</p> <p>また、平成18年度内の施行を目途として立法作業が行われている会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」の導入が予定されている。本指針は、とりわけ会計参与が計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。</p> <p>もっとも、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することも、当然に認められる。</p> <p>5．有限会社、合名会社又は合資会社</p> <p>有限会社、合名会社又は合資会社についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に拠ることが推奨される。</p> <p>本指針では、本指針の適用対象としているすべての会社を中小企業という。</p> <p>本指針の作成に当たっての方針 要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。 <p>追 加</p> <p>10．金銭債権の定義</p> <p>金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、<u>貸付金</u>、預金、受取手形、売掛金等を含む。</p>

確定版	公開草案
<p>15. 貸借対照表上の表示</p> <p>(3) <u>支配株主等に対する金銭債権</u> <u>支配株主又は子会社に対する金銭債権は、次のいずれかの方法により表示する。</u> <u>その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載する。</u> <u>その金銭債権が属する科目ごとに、又は2以上の科目について一括して、注記する。</u></p> <p>金銭債権 【関連項目】 商法施行規則第30条、第53条～第55条、<u>第70条～第71条</u>、第75条 金融商品に係る会計基準 <u>第三・一、四</u> 法人税法第61条の5、第61条の6</p> <p>18. 貸倒引当金</p> <p>(2) 「取立不能のおそれがある場合」とは、債務者の財政状態、取立のための費用及び手続の困難さ等を総合し、社会通念に従って判断したときに回収不能のおそれがある場合をいう。</p>	<p>15. 貸借対照表上の表示</p> <p>(3) <u>子会社等に対する金銭債権</u> <u>子会社又は支配株主に対する金銭債権であって、流動資産の部で表示されるものは、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区分して表示するか、注記する。</u></p> <p>金銭債権 【関連項目】 商法施行規則第30条、第53条～第55条、第71条、第75条 金融商品に係る会計基準 <u>第三、第五</u> 法人税法第61条の5、第61条の6</p> <p>18. 貸倒引当金</p> <p>(2) 「取立不能のおそれがある場合」とは、債務者の財政状態、取立のための費用及び手続の困難さなどを総合し、<u>企業関係者の社会通念</u>に従って判断したときに回収不能のおそれがある場合をいう。</p>

確定版			公開草案		
18. 貸倒引当金 (3) (なお書き付表)			18. 貸倒引当金 (3) (なお書き付表)		
区 分	定 義	繰入限度額	区 分	定 義	繰入限度額
一括評価 金銭債権	個別評価金銭債権 以外の金銭債権	債権金額に過去3年間の貸倒実績率又は法人税法に規定する法定繰入率を乗じた金額	一括評価 金銭債権	個別評価金銭債権 以外の金銭債権	債権金額に過去3年間の貸倒実績率又は法人税法に規定する法定繰入率を乗じた金額
個別評価 金銭債権	更生計画の認可決定により5年を超えて賦払いにより弁済されるなどの法律による長期棚上げ債権	<u>債権金額のうち5年を超えて弁済される部分の金額(担保権の実行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く)</u>	個別評価 金銭債権	更生計画の認可決定により5年を超えて賦払いにより弁済されるなどの法律による長期棚上げ債権、債務超過が1年以上継続し事業好転の見通しのない場合などの回収不能債権、破産申立て、更生手続等の開始申立てや手形取引停止処分があった場合等における金銭債権	<u>金銭債権の50%相当額</u>
	債務超過が1年以上継続し事業好転の見通しのない場合などの回収不能債権	<u>債権金額(担保権の実行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く)</u>			
	破産申立て、更生手続等の開始申立てや手形取引停止処分があった場合等における金銭債権	<u>債権金額(実質的に債権と見られない部分の金額及び担保権の実行、金融機関等による保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く)の50%相当額</u>			
貸倒損失・貸倒引当金 【関連項目】 商法施行規則第30条 企業会計原則 第三・四、注解17 金融商品に係る会計基準 第四 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第122項～第125項 法人税法第52条			貸倒損失・貸倒引当金 【関連項目】 商法施行規則第30条 企業会計原則 第三 金融商品に係る会計基準 第四 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第122項～第125項 法人税法第52条		
23. 貸借対照表の表示 売買目的有価証券及び決算日後1年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は、投資その他の資産に属するものとする。			23. 貸借対照表上の表示 売買目的有価証券及び1年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は、投資その他の資産に属するものとする。		

確定版	公開草案
<p>棚卸資産 【関連項目】 商法施行規則第28条 企業会計原則 第三・五、<u>注解21</u> 法人税法第29条 法人税法施行令第28条～第33条、第68条</p> <p>30. 経過勘定の定義 (1) 前払費用 前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいい、<u>前払利息</u>、<u>前払保険料</u>、<u>前払家賃</u>、<u>前払保証料</u>等が該当する。 前払費用は、このような役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。</p> <p>(3) 未払費用 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいい、未払利息、未払家賃、<u>未払給料</u>、未払社会保険料等が該当する。 未払費用は、このような役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。</p> <p>経過勘定等 【関連項目】 企業会計原則 第二・一、<u>注解5</u></p> <p>固定資産 要点 ➤ ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。</p> <p>34. 固定資産の減価償却 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用し、みだりに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。 減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定</p>	<p>棚卸資産 【関連項目】 商法施行規則第28条 企業会計原則 第三・五 法人税法第29条 法人税法施行令第28条～第33条、第68条</p> <p>30. 経過勘定の定義 (1) 前払費用 前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいい、<u>未経過利息</u>、<u>未経過保険料</u>、<u>未経過家賃</u>、<u>未経過保証料</u>等が該当する。 前払費用は、このような役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。</p> <p>(3) 未払費用 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいい、未払利息、未払家賃、未払社会保険料等が該当する。 未払費用は、このような役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。</p> <p>経過勘定等 【関連項目】 企業会計原則 第二</p> <p>固定資産 要点 ➤ ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、<u>有価証券に準じて減損処理</u>を行う。</p> <p>34. 固定資産の減価償却 <u>固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</u> 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用し、みだ</p>

確定版	公開草案
<p>しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。</p> <p>算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。減価償却計算に適用した耐用年数又は残存価額が、その設定に当たり予測できなかった機能的原因等により著しく不合理となった場合等には、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づき過年度における減価償却累計額を修正し、その修正額を特別損失に計上する。</p> <p>租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除き利益処分方式により繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上する。</p> <p>なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用する。</p>	<p>りに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。</p> <p>減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。</p> <p>算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。減価償却計算に適用した耐用年数又は残存価額が、その設定に当たり予測できなかった機能的原因等により著しく不合理となった場合等には、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づき過年度における減価償却累計額を修正し、その修正額を特別損失に計上する。</p> <p>租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除き利益処分方式により特別償却準備金として計上する。</p> <p>なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用する。</p>
<p>35．圧縮記帳</p> <p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、利益処分方式により圧縮記帳額から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上する。</p> <p>ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、直接減額方式による圧縮記帳をすることができる。また、交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した固定資産についても、<u>直接減額方式に準じた処理も認められる。</u></p>	<p>35．圧縮記帳</p> <p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、<u>受贈益又は譲渡益の全額を損益計算書に計上するとともに、利益処分方式により圧縮記帳額から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上する。</u></p> <p>ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、直接減額方式による圧縮記帳をすることができる。また、交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した固定資産についても、<u>直接減額方式による圧縮記帳が認められる。</u></p>
<p>36．有形固定資産及び無形固定資産の減損</p>	<p>36．固定資産の減損</p>
<p>37．ソフトウェア</p> <p><u>研究開発に該当するソフトウェアの制作費は研究開発費として費用処理する。研究開発に該当しないソフトウェアの制作費は、次のように会計処理する。</u></p> <p><u>(1) 社内利用のソフトウェアは、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が确实であると認められる場合には、取得に要した費用を無形固定資産として計上する。</u></p> <p><u>(2) 市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発費に該当する部分を除き、無形固定資産として計上する。</u></p> <p><u>無形固定資産として計上したソフトウェアは、見込販売数量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却する。ただし、法人税法の定める償却方法を採用することもできる。</u></p> <p>なお、販売・使用見込みがなくなった場合には、未償却残高を費用として一時に償却する必要がある。</p>	<p>追 加</p>

確定版	公開草案
<p>38. ゴルフ会員権</p> <p>(1) ゴルフ会員権の評価</p> <p>ゴルフ会員権は、取得原価で評価する。ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要性が大きい場合で、以下の要件に該当するときは、減損処理を行う。</p> <p>時価があるゴルフ会員権・・・時価が著しく下落したとき</p> <p>時価のないゴルフ会員権・・・発行会社の財政状態が著しく悪化したとき</p> <p>固定資産 【関連項目】</p> <p>企業会計原則 第三・五</p> <p>企業会計原則 第一・五、注解3</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準</p> <p>研究開発費等に係る会計基準 第三・四</p> <p>会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第12項、第135項、第223項、第311項</p> <p>法人税法第33条第2項</p> <p>法人税法施行令第68条</p> <p>減価償却の耐用年数等に関する省令</p> <p>43. 表示</p> <p>(4) 繰延資産の一時償却額は、<u>原則として</u>特別損失に表示する。</p> <p>繰延資産 【関連項目】</p> <p>商法施行規則第35条～第40条</p> <p>法人税法施行令第14条、第134条</p> <p>金銭債務 要点</p> <p>➤ 金銭債務には、債務金額を付す。</p>	<p>37. ゴルフ会員権</p> <p>(1) ゴルフ会員権の評価</p> <p>ゴルフ会員権は、取得原価で評価する。ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要性が大きい場合で、以下の要件に該当するときは、<u>有価証券に準じて</u>減損処理を行う。</p> <p>時価があるゴルフ会員権・・・時価が著しく下落したとき</p> <p>時価が「著しく下落した」ときとは、<u>少なくとも個々のゴルフ会員権の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合をいう。</u></p> <p>時価のないゴルフ会員権・・・発行会社の財政状態が著しく悪化したとき</p> <p><u>少なくとも、ゴルフ場運営会社が、破産法、民事再生法等の申立てをした場合には、実態に応じて評価減を行うものとする。</u></p> <p>固定資産 【関連項目】</p> <p>企業会計原則 第三・五</p> <p>企業会計原則 第一・五、注解3</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>法人税法第33条第2項</p> <p>法人税法施行令第68条</p> <p>減価償却の耐用年数等に関する省令</p> <p>42. 表示</p> <p>(4) 繰延資産の一時償却額は、特別損失に表示する。</p> <p>繰延資産 【関連項目】</p> <p>商法施行規則第35条～第40条</p> <p><u>企業会計原則 注解15</u></p> <p>法人税法施行令第14条、第134条</p> <p>金銭債務 要点</p> <p>➤ 金銭債務には、債務金額を付する。</p>

確定版					公開草案																																												
<p>46. 貸借対照表上の表示</p> <p>(3) 支配株主等に対する金銭債務</p> <p>支配株主又は子会社に対する金銭債務は、次のいずれかの方法により表示する。</p> <p>その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載する。</p> <p>その金銭債務が属する科目ごとに、又は2以上の科目について一括して、注記する。</p>					<p>45. 貸借対照表上の表示</p> <p>(3) 支配株主等に対する金銭債務</p> <p>支配株主又は子会社に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、次のいずれかの方法により表示する。</p> <p>その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載する。</p> <p>その金銭債務が属する科目ごとに、又は2以上の科目について一括して、注記する。</p>																																												
<p>49. 引当金の区分</p> <p>(3)付表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>分類</th> <th>商法</th> <th>種類</th> <th>税法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">会計上の引当金</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">評価性引当金</td> <td>貸倒引当金</td> <td rowspan="2">損金算入 限度額有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負債性引当金</td> <td rowspan="2">条件付債務</td> <td>返品調整引当金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非債務性引当金</td> <td rowspan="2">商法施行規則第43条の引当金(注)</td> <td>賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等</td> <td rowspan="2">損金不算入</td> </tr> <tr> <td>修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金</td> </tr> </tbody> </table>							分類	商法	種類	税法	会計上の引当金		評価性引当金		貸倒引当金	損金算入 限度額有り	負債性引当金	条件付債務	返品調整引当金	非債務性引当金	商法施行規則第43条の引当金(注)	賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等	損金不算入	修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金	<p>48. 引当金の区分</p> <p>(3)付表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>分類</th> <th>商法</th> <th>種類</th> <th>税法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">会計上の引当金</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">評価性引当金</td> <td>貸倒引当金</td> <td rowspan="2">損金算入 限度額有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負債性引当金</td> <td rowspan="2">条件付債務</td> <td>返品調整引当金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非債務性引当金</td> <td rowspan="2">商法施行規則第43条の引当金(注)</td> <td>賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等</td> <td rowspan="2">損金算入不可</td> </tr> <tr> <td>修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金</td> </tr> </tbody> </table>							分類	商法	種類	税法	会計上の引当金		評価性引当金		貸倒引当金	損金算入 限度額有り	負債性引当金	条件付債務	返品調整引当金	非債務性引当金	商法施行規則第43条の引当金(注)	賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等	損金算入不可	修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金
		分類	商法	種類	税法																																												
会計上の引当金		評価性引当金		貸倒引当金	損金算入 限度額有り																																												
		負債性引当金	条件付債務	返品調整引当金																																													
	非債務性引当金			商法施行規則第43条の引当金(注)	賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等	損金不算入																																											
		修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金																																															
		分類	商法	種類	税法																																												
会計上の引当金		評価性引当金		貸倒引当金	損金算入 限度額有り																																												
		負債性引当金	条件付債務	返品調整引当金																																													
	非債務性引当金			商法施行規則第43条の引当金(注)	賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等	損金算入不可																																											
		修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金																																															
<p>51. 賞与引当金の計上額</p> <p>翌期に支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しなければならない。</p> <p>なお、本指針においては、賞与について支給対象期間の定めのある場合、又は支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっているときは、次の平成10年度改正前法人税法に規定した<u>支給対象期間基準</u>の算式により算定した金額が合理的である限り、この金額を引当金の額とすることができる。</p> <p>引当金 【関連項目】</p> <p>商法施行規則第43条、第76条、第86条</p> <p>企業会計原則 第三・四、注解18</p> <p>法人税法第22条3項、第53条</p>					<p>50. 賞与引当金の計上額</p> <p>翌期に支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しなければならない。</p> <p>なお、本指針においては、賞与について支給対象期間の定めのある場合、又は支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっているときは、次の平成10年度改正前法人税法に規定した算式により算定した金額が合理的である限り、この金額を引当金の額とすることができる。</p> <p>引当金 【関連項目】</p> <p>商法施行規則第43条、第76条、第86条</p> <p>企業会計原則 注解18</p> <p>法人税法第22条3項、第53条</p>																																												

確定版	公開草案
<p>54. 確定給付型退職給付債務の計算方法 - 簡便的方法</p> <p>退職一時金制度の場合、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることは、会社が自ら計算することができる方法である。</p> <p>確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に<u>退職給付債務を計算</u>することができる。</p> <p>退職給付債務・退職給付引当金 【関連項目】</p> <p>退職給付に係る会計基準 <u>会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」</u></p> <p>59. 源泉所得税等の会計処理</p> <p>受取配当や利子に関する源泉所得税のうち、<u>法人税法及び地方税法上の税額控除の適用</u>を受ける金額については、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上する。</p> <p>税効果会計 【関連項目】</p> <p>商法施行規則第60条、第69条、第81条、第83条、第87条、第100条第2項 税効果会計に係る会計基準 <u>会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」</u> 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」</p> <p>資本・剰余金 【関連項目】</p> <p>企業会計原則 第一・三、注解2、第三・四（三）、注解19 商法施行規則第88条～第92条 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 第15～第28項、第33項～第39項 法人税法第2条第16号～第18号、第24条、第61条の2 法人税法施行令第23条第3項、第119条、第119条の2</p>	<p>53. 確定給付型退職給付債務の会計処理 - 簡便的方法</p> <p>退職一時金制度の場合、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることは、会社が自ら計算することができる方法である。</p> <p>確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に<u>処理</u>することができる。</p> <p>退職給付債務・退職給付引当金 【関連項目】</p> <p>退職給付に係る会計基準 追加</p> <p>58. 源泉所得税等の会計処理</p> <p>受取配当や利子に関する源泉所得税のうち、<u>税額控除の適用</u>を受ける金額については、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上する。</p> <p>税効果会計 【関連項目】</p> <p>商法施行規則第60条、第69条、第81条、第83条、第87条、第100条第2項 税効果会計に係る会計基準 追加 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」</p> <p>資本・剰余金 【関連項目】</p> <p>企業会計原則 第一・三、注解2、第三・四（三）、注解19 商法施行規則第88条～第92条 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 第15～第28項、第33項～第39項 法人税法第2条第16号～第18号、第24条、第61条の2 法人税法施行令第23条第3項、第110条、第119条の2</p>

確定版				公開草案				
外貨建取引等（付表）				外貨建取引等（付表）				
外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法	外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法	
外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法	外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法	
外貨預金	短期外貨預金		期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法	外貨預金	短期外貨預金		期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法	
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法 （法定換算方法）		上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法 （法定換算方法）	
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法	外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法	
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法		上記以外のもの		発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法	
外貨建有価証券	売買目的有価証券		期末時価を決算日の為替相場により換算	期末時換算法	売買目的有価証券		期末時価を決算日の為替相場により換算	期末時換算法
	売 買 目 的 外 有 価 証 券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得価額又は償却原価を決算日の為替相場により換算	発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得価額又は償却原価を決算日の為替相場により換算	発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法	
		償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）(注2)	期末時価を決算日の為替相場により換算（原則：換算差額は資本の部計上、例外：換算差額は当期の損益）		償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）	期末時価を決算日の為替相場により換算（原則：換算差額は資本の部計上、例外：換算差額は当期の損益）		
		償還期限及び償還金額のないもの（株式）(注2)	期末時価を決算日の為替相場により換算（換算差額は資本の部に計上）	発生時換算法	会計上の「 <u>其他有価証券</u> 」	期末時価を決算日の為替相場により換算（換算差額は資本の部に計上）		
		子会社株式及び関連会社株式	取得価額を取得時の為替相場により換算		子会社株式及び関連会社株式	取得価額を取得時の為替相場により換算		

(注1) 外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第61条の8《外貨建取引の換算》第1項及び同法第61条の9《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第1項に定めるものをいう。
また、保有期間等が1年超であるか否かについては、期末時時点で判定する。

(注2) 会計上は「其他有価証券」である。

(注) 外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第61条の8《外貨建取引の換算》第1項及び同法第61条の9《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第1項に定めるものをいう。
また、保有期間等が1年超であるか否かについては、期末時時点で判定する。

確定版	公開草案																				
<p>外貨建取引等 【関連項目】 外貨建取引等会計処理基準 金融商品に係る会計基準 <u>会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」</u> <u>会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」</u> 法人税法第61条の6、第61条の7、第61条の8、第61条の9 法人税法施行令第122条第1項</p> <p>計算書類の注記 計算書類の注記の例示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2. 重要な会計方針 (6) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、<u>税抜方式(又は税込方式)</u>によっています。</p> </div> <p>計算書類の注記の規定</p> <table border="0"> <tr> <td>25. 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する繰延資産の超過額</td> <td>(93)</td> </tr> <tr> <td>26. 商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額</td> <td>(93)</td> </tr> <tr> <td>27. 子会社との取引による取引高</td> <td>(97)</td> </tr> <tr> <td>28. 支配株主との取引による取引高</td> <td>(97)</td> </tr> <tr> <td>29. 一株当たりの当期純利益又は当期純損失</td> <td>(102)</td> </tr> </table> <p>決算公告と貸借対照表及び損益計算書の例示</p> <p><u>88. 貸借対照表及び損益計算書の例示</u> 貸借対照表及び損益計算書の例は、下記のとおりである。ただし、項目の名称については一般的なものを示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではない。</p> <p>計算書類(貸借対照表・損益計算書)の例示</p> <p>貸借対照表・・・資産の部に「流動資産合計」、「固定資産合計」、負債の部に「流動負債合計」、「固定負債合計」、資本の部に「資本剰余金合計」、「利益剰余金合計」を追加。固定負債に「その他」を追加。</p> <p>損益計算書・・・営業損益の部に「売上総利益」、営業外損益の部に「営業外収益合計」及び「営業外費用合計」を追加。営業外収益から「その他」を削除。特別損益の部に「特別利益合計」、「特別損益合計」を追加。</p>	25. 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する繰延資産の超過額	(93)	26. 商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額	(93)	27. 子会社との取引による取引高	(97)	28. 支配株主との取引による取引高	(97)	29. 一株当たりの当期純利益又は当期純損失	(102)	<p>外貨建取引等 【関連項目】 外貨建取引等会計処理基準 金融商品に係る会計基準 追加 追加 法人税法第61条の6、第61条の7、第61条の8、第61条の9 法人税法施行令第122条第1項</p> <p>計算書類の注記 計算書類の注記の例示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2. 重要な会計方針 (6) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、<u>税抜方式</u>によっています。</p> </div> <p>計算書類の注記の規定</p> <table border="0"> <tr> <td>25. 一株当たりの当期純利益又は当期純損失</td> <td>(102)</td> </tr> <tr> <td>26. 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する繰延資産の超過額</td> <td>(93)</td> </tr> <tr> <td>27. 商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額</td> <td>(93)</td> </tr> <tr> <td>28. 子会社との取引による取引高</td> <td>(97)</td> </tr> <tr> <td>29. 支配株主との取引による取引高</td> <td>(97)</td> </tr> </table> <p>決算公告と貸借対照表及び損益計算書のひな型</p> <p><u>87. 貸借対照表及び損益計算書のひな型</u> 貸借対照表及び損益計算書のひな型は、下記のとおりである。ただし、項目の名称については一般的なものを例示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではない。</p>	25. 一株当たりの当期純利益又は当期純損失	(102)	26. 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する繰延資産の超過額	(93)	27. 商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額	(93)	28. 子会社との取引による取引高	(97)	29. 支配株主との取引による取引高	(97)
25. 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する繰延資産の超過額	(93)																				
26. 商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額	(93)																				
27. 子会社との取引による取引高	(97)																				
28. 支配株主との取引による取引高	(97)																				
29. 一株当たりの当期純利益又は当期純損失	(102)																				
25. 一株当たりの当期純利益又は当期純損失	(102)																				
26. 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する繰延資産の超過額	(93)																				
27. 商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額	(93)																				
28. 子会社との取引による取引高	(97)																				
29. 支配株主との取引による取引高	(97)																				